

五島市業務継続計画



五 島 市

平成29年2月

目 次

第1章 業務継続計画の基本的な考え方

- 1-1 計画の策定趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 1-2 業務継続計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 1-3 業務継続計画策定の効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2章 業務継続計画の基本方針

- 2-1 業務継続計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 2-2 業務継続計画の対象組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 2-3 被害状況の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 2-4 本庁舎等及び周辺の被害状況の想定・・・・・・・・・・7
- 2-5 非常時優先業務の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 2-6 非常時優先業務の実施体制の確立・・・・・・・・・・9
- 2-7 緊急時の対応手順（行動計画）・・・・・・・・・・17

第3章 業務継続計画の継続的な改善

- 3-1 教育・訓練等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 3-2 計画の点検・見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

第1章 業務継続計画の基本的な考え方

1-1 計画の策定趣旨

地震等による大規模災害が発生した際、市は地域防災計画に定める災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。しかしながら、このような非常事態が発生した場合には、市の各機関も同様に被災し、業務実施に不可欠となる人、物、情報やライフライン等、人的物的資源に制約を受け、業務の継続が困難となるおそれがある。

このような状況下においても、行政機能を維持し、市民の生命、身体及び財産を守るため、最優先させるべき災害応急対策業務及び優先度が高い通常業務などを非常時優先業務として特定するとともに、業務実施に必要な資源の確保・配分等の措置を事前に講じておくことにより、非常時においても適正な業務の執行を図ることができるよう、五島市業務継続計画（Business Continuity Plan：BCP）を策定する。

1-2 業務継続計画の概要

（1）業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において優先的に実施すべき業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

非常時優先業務

非常時優先業務とは、大規模災害発生時にあっても優先して実施すべき業務であり具体的には、地域防災計画に定める災害応急対策業務のほか、優先度が高い災害復旧・復興業務等（以下「応急業務」という。）のほか業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

なお、発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で業務を実施する。

図1 非常時優先業務のイメージ

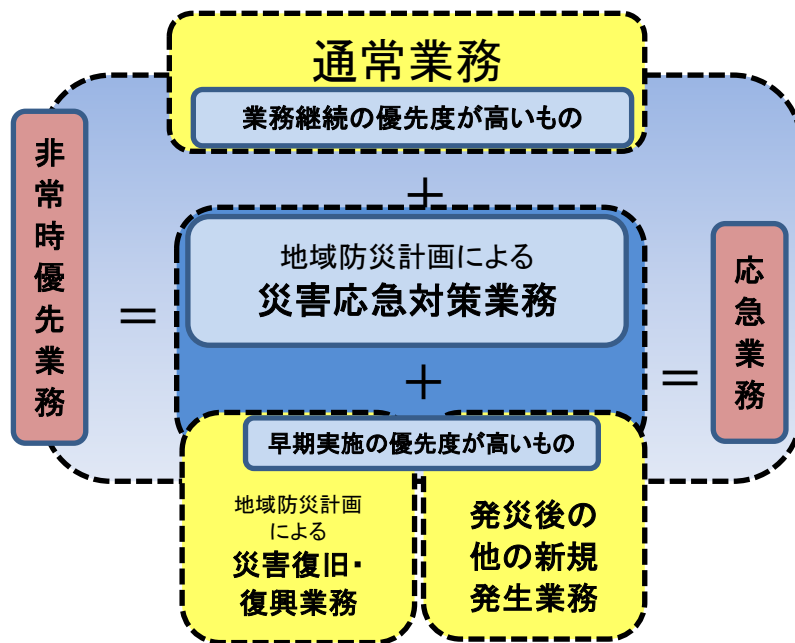


表1 地域防災計画との関係（相違点）

| | 地域防災計画 | 業務継続計画 |
|----------------|---|---|
| 作成主体等 | 五島市防災会議が作成し、県、市、防災関係機関等が実施する計画。 | 市が作成し、自らが実施する計画。 |
| 計画の趣旨 | 災害対策基本法に基づき、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。 | 発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）ための計画である。 |
| 行政の被災 | 行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある。 | 行政の被災を想定（庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価）し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する必要がある。 |
| 対象業務 | 災害対策に係る業務（災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興）を対象とする。 | 非常時優先業務を対象とする（災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。 |
| 業務開始目標時間 | 業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない。 | 非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する）。 |
| 業務に従事する職員の水・食料 | 業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必ずしも記載する必要はない。 | 業務に従事する職員の水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する必要がある。 |

1-3 業務継続計画策定の効果

(1) 災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。特に市町村においては、被害状況の確認など発災直後から非常に短い時間の間に膨大な応急業務が発生し、(図1-2) それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。

このような場合において、業務継続計画をあらかじめ策定することにより非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。具体的には地域防災計画や各種マニュアルでは必ずしも明らかにならなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。(図1-3) また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。

図1-2 業務継続計画の策定に伴う効果の模式図

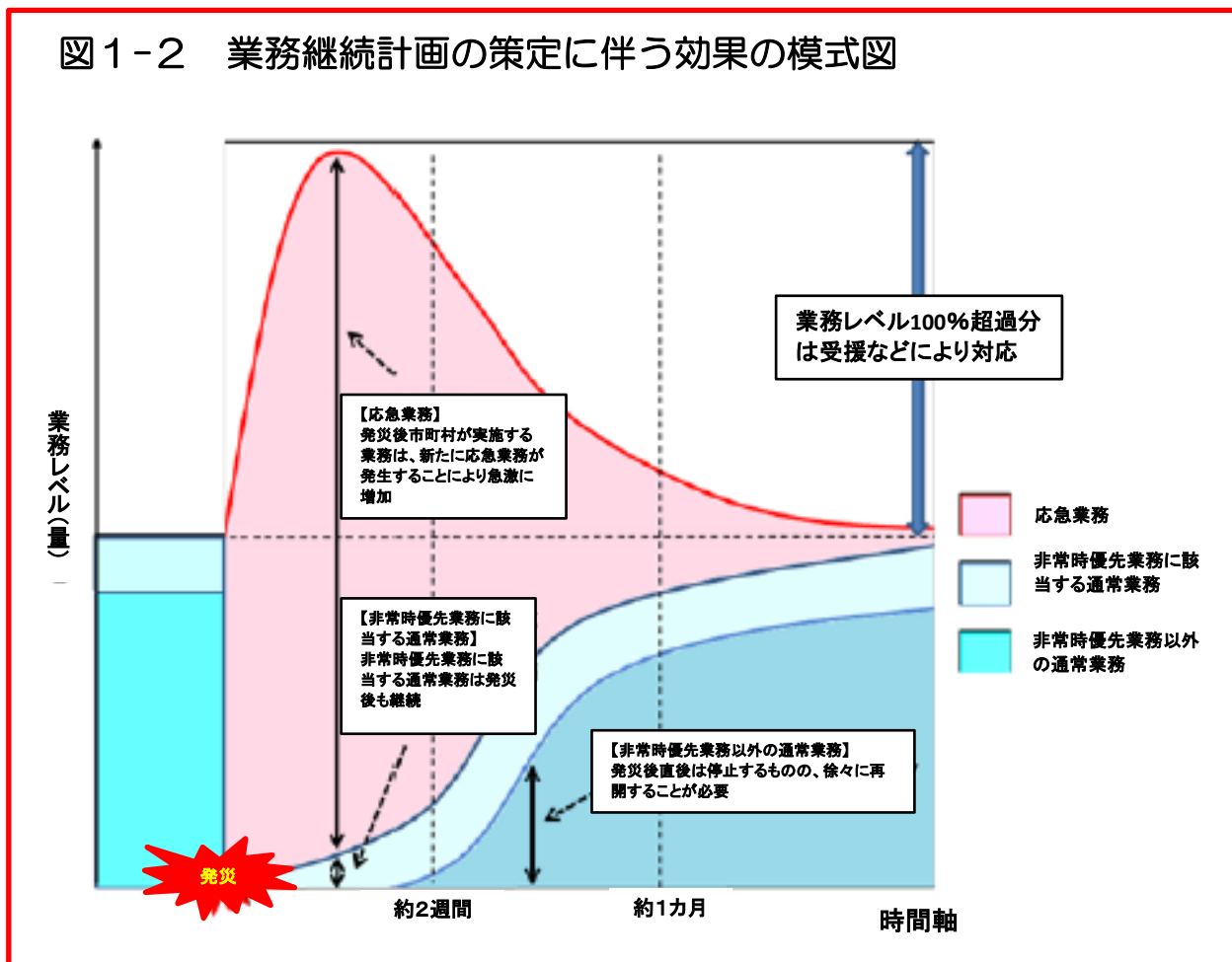


図1-3 業務継続計画の策定に伴う効果の模式図

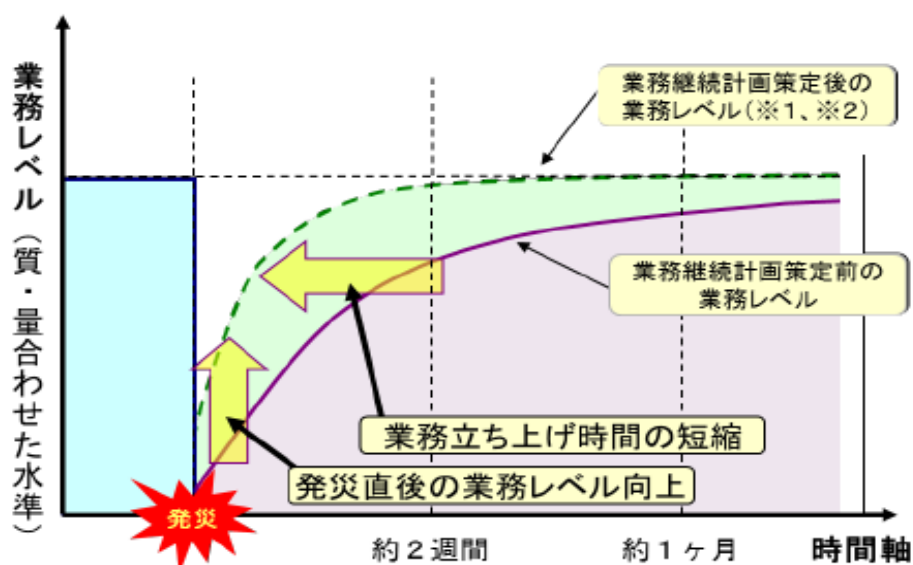


表1-2 業務継続計画に重要な6要素

| | |
|----------------------------------|---|
| <p>1 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制</p> | <p>■首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。また、災害時の職員の参集体制を定める。</p> <p>①緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。</p> <p>②非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。</p> |
| <p>2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</p> | <p>■本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。</p> <p>①地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。</p> |
| <p>3 電気、水、食料等の確保</p> | <p>■停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員のための水、食料等を確保する。</p> <p>①災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。</p> <p>②孤立による外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。</p> |
| <p>4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</p> | <p>■断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。</p> <p>①災害対応にあたり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。</p> |
| <p>5 重要な行政データのバックアップ</p> | <p>■業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。</p> <p>①災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。</p> |
| <p>6 非常時優先業務の整理</p> | <p>■非常時に優先して実施すべき業務を整理する。</p> <p>①各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。</p> |

第2章 業務継続計画の基本方針

2-1 業務継続計画の基本方針

市は大規模災害時における非常時優先業務については、次の方針に基づいて業務継続を図るものとする。

- (1) 災害発生時においては、市民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に位置づけられた災害緊急業務を最優先する。
- (2) 発生から72時間までは、人命に係る災害緊急業務に重点を置くことになるため、市民生活施設等の維持管理に著しい影響を与える通常業務以外はいったん停止する。
- (3) 休止、縮小する通常業務は平常時における重要性をもって判断するのではなく、市民の生活の維持等に係る重要度をもって判断する。
- (4) イベント、会議等は、原則として中止、延期する。
- (5) 災害復旧・復興業務は、災害応急対策業務と並行し早期に実施すべき基本的な業務を対象とする。
- (6) 優先度の高い継続する通常業務は、災害緊急業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。

2-2 業務継続計画の対象組織

本計画においては、以下の組織を対象範囲とする。

- ①市役所本庁内の各部局
- ②各支所・各出張所
- ③消防本部、消防署

2-3 被害状況の想定

(1) 想定する危機事象の選定

長崎県は、県内における地震等における災害危険性を科学的、総合的に評価し、地震等防災対策上の基礎資料として、県・市地域防災計画に反映することを目的として「長崎県地震等防災アセスメント調査」を実施した。

この調査報告書において検討された長崎県内に被害を及ぼす地震の震源として想定する活断層及び本市の予測震度を表2-1に示す。

表2-1

※長崎県地震等防災アセスメント調査報告書より

| 活断層 | | 地震規模 (マグニチュード) | 本市の震度予測 |
|--------------------------|----------------------|-------------------|---------|
| 県内 | 雲仙地溝北縁断層帯 | M7.3 | 震度3~4 |
| | 雲仙地溝南縁東部断層帯 | M7.0 | 震度3以下 |
| | 雲仙地溝南縁西部断層帯 | M7.2 | 震度3~4 |
| | 雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動 | M7.7 | 震度3~4 |
| | 島原沖断層帯 | M6.8 | 震度3以下 |
| | 橘湾西部断層帯 | M6.9 | 震度3~4 |
| | 大村一諫早北西付近断層帯 | M7.1 | 震度3~4 |
| 県外 | 布田川・日奈久断層帯(熊本県) | M8.0 | 震度3~4 |
| | 警固断層系(福岡県) | M7.2 | 震度3~4 |
| 県内全域でM6.9の震源を想定した場合の震度予測 | | M6.9 | 震度6弱~6強 |

(2) 揺れによる建物被害

表2-2 五島市中心部直下の震源を想定した被害予測

| 木造 | | | | | 非木造 | | | | |
|-------|-------|--------|--------|--------|------|-------|--------|-------|--------|
| 大破棟数 | 大破率 | 中破以上棟数 | 中破以上率 | 木造全棟数 | 大破棟数 | 大破率 | 中破以上棟数 | 中破以上率 | 非木造全棟数 |
| 2,014 | 6.55% | 3,960 | 12.89% | 30,722 | 50 | 1.68% | 103 | 3.50% | 2,946 |

(3) 建物被害による人的被害予測

表2-3 五島市中心部直下の震源を想定した被害予測

| 死者数 | 死者率 | 負傷者数 | 負傷者率 | 重傷者数 | 重傷者率 | 屋内人口 |
|-----|-------|------|-------|------|-------|--------|
| 34 | 0.09% | 460 | 1.20% | 53 | 0.14% | 38,359 |

2-4 本庁舎等及び周辺の被害状況の想定

| | 被害状況等 | 復旧予想等 |
|---------|--|---|
| 本庁舎 | 市役所本庁舎は新館、増築館は耐震基準を満たしており、使用不能となる重大な被害、損壊は生じないものと想定するが、本館については耐震基準を満たしておらず倒壊が予想される。 | 大きな被害を受けた庁舎は、利用できなくなる可能性がある。 |
| 各支所・出張所 | 玉之浦支所以外は昭和56年以前に建築されている為、耐震基準を満たしていないことが考えられ、倒壊が予想される。 | 大きな被害を受けた庁舎は、利用できなくなる可能性がある。 |
| 電力 | 発災直後は、断線等により外部からの電力供給が途絶する。 | 電力の復旧は防災拠点（市役所庁舎、各支所、振興局、病院、消防）については1週間以内に復旧する。市内全域については、災害規模により異なり、復旧に長期間要する場合もある。 |
| 水道 | 管路や浄水場の被害又は停電による断水が発生。 | 停電のみの場合は、電力が復旧すれば半日程度で復旧可能。重要施設が破損した場合は、地区によっては復旧に長期間要する場合がある。 |
| ガス | 大規模な地震の場合は、家屋倒壊によりLPガスの使用が出来なくなる。 | 五島市においてはオール電化使用の世帯を除いては、全ての世帯がLPガスを使用しているが、建物の倒壊等によりボンベが破損した場合は、新たなボンベの供給に時間を要するが、揺れによる自動停止機能による停止の場合は、すぐに使用を再開できる。 |
| 固定電話 | 大量アクセスにより輻輳が発生し、災害時優先電話以外はほとんど不通。引込管経路等での断線により不通となる。 | 不通が3～4日間継続。 |
| 携帯電話 | 大量アクセスにより輻輳が発生し、ほとんど不通。基地局等の非常用電源の燃料が確保できなければ、不通となる可能性がある。メールは概ね利用可能であるが、大幅な遅延が発生する可能性がある。 | 不通が3～4日間継続。 |
| インターネット | 引込経路等での断線により、不通となる。 | 利用支障が3～4日間継続。 |

2-5 非常時優先業務の整理

発災時に資源等の制約を伴う状況下で業務継続を図るためには、優先的に実施する業務を時系列で絞り込むことが必要となる。このため、非常時優先業務の対象期間を決定し、非常時優先業務の候補となる各業務を対象に、発災後のいつ頃の時期までに業務を開始・再開する必要があるかを検討し、業務継続を想定する期間内に開始・再開すべき業務を非常時優先業務として整理する。

(1) 対象期間

非常時優先業務の対象期間は、発災後の資源が著しく不足する混乱する期間及び業務実施環境が概ね整って通常業務への移行が確立されると考えられるまでの期間とし、概ね1カ月以内の期間とする。

(2) 非常時優先業務選定の基準

非常時優先業務の選定基準は次の基準を基に選定する。

| 業務開始 目標時間 | 選定基準 | 該当する業務の 考え方 | 非常時優先業務 | 備考 |
|--------------|--|---|---|---|
| 3時間 以内 | 発災後直ちに着手しないと、市民の生命・生活及び財産、または社会経済活動維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務。 | <ul style="list-style-type: none"> 職員及び家族の安全確保 初動体制の確立 被災状況の把握 救助・救急の開始 避難所の開設 | <ul style="list-style-type: none"> a.災害対応の根幹となる体制の立ち上げ業務。(人、場所、通信、情報等) b.被害の把握(被害情報の収集・伝達・報告) c.発災直後の火災、津波等対策業務(消火、避難・警戒・誘導処理等) d.救助・救急体制確立に係る業務(応援要請、部隊編成・運用) e.避難所の開設、運営業務 f.組織的な業務遂行に必要な業務(幹部職員補佐、公印管理等) | <ul style="list-style-type: none"> 発災直後には業務対応能力を確保するための業務や全庁的な災害応急対策業務優先・人命救助・救出(～発災後72時間) |
| 1日 以内 | 遅くとも発災後1日以内に着手しないと、市民の生命・生活及び財産、または社会経済活動維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務 | <ul style="list-style-type: none"> 応急活動(救助・救急以外)の開始 避難生活支援の開始 重大な行事の手続き | <ul style="list-style-type: none"> a.短期的な2次被害予防業務(土砂災害危険箇所における避難等) b.五島市管理施設の応急復旧に係る業務(道路、水道、交通等) c.衛生環境の回復に係る業務(防疫活動、保健衛生活動等、廃棄物処理等) d.災害対策活動体制の拡充に係る業務(応援受入れ等) e.遺体の取り扱い業務(収容、保管、事務手続き等) f.避難生活の開始に係る業務(衣食住の確保、供給等) g.社会的に重大な行事等の延期調整業務(選挙等) | <ul style="list-style-type: none"> 市民等の生命・生活や他機関の活動に影響する、各部署で最優先の災害応急対策業務や継続通常業務に着手・再開 |
| 3日 以内 | 遅くとも発災後3日以内に着手しないと、市民の生命・生活及び財産、または社会経済活動維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務 | <ul style="list-style-type: none"> 被災者への支援の開始 他の業務の前提となる行政機能の回復 | <ul style="list-style-type: none"> a.避難生活の向上に係る業務(入浴、メンタルヘルス、防犯等) b.市街地の清掃に係る業務(ごみ・瓦礫処理等) c.災害対応に必要な経費の確保に係る業務(財政計画業務等) d.業務システムの再開等に係る業務 | <ul style="list-style-type: none"> 人命の救助・救出、避難所生活者への支援に注力 (情報システム復旧に伴う)通常業務の再開 |
| 2週間 以内 | 遅くとも発災後2週間以内に着手しないと、市民の生命・生活及び財産、または社会経済活動維持に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務 | <ul style="list-style-type: none"> 復旧・復興に係る業務の本格化 窓口行政機能の回復 | <ul style="list-style-type: none"> a.生活再建に係る業務(被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等) b.産業の復旧・復興に係る業務(農林水産、商工業対策等) c.教育再開に係る業務 d.金銭の支払い、支給に係る業務(契約、給与、補助費等) e.窓口業務(届出受理、証明書発行等) | <ul style="list-style-type: none"> 道路等社会インフラの早期復旧支援など、平常時の生活回復支援 |
| 1カ月 以内 | 市民の生命・生活及び財産、または社会経済活動維持への影響が小さいと見込まれる業務 | その他の行政機能の回復 | a.その他の業務 | <ul style="list-style-type: none"> 災害関係以外の緊急性のない通常業務 |

2-6 非常時優先業務の実施体制の確立

(1) 指揮命令系統の確立

非常時優先業務を実施する体制としては、地域防災計画で定められた体制の下で対応することを基本とし、非常時優先業務を遂行することになるため、責任者が不在の場合でも迅速かつ的確に意思決定することができるよう、地域防災計画に定める五島市災害対策本部分掌事務に準じて事案決定の代行順序を定める。

市長及び各部の権限委任順位

| | 担当職 | 第1順位 | 第2順位 | 第3順位 |
|---------------|-------|--------------|---------------------|----------|
| 災害対策本部 本部員 | 本部長 | 市長 | 副市長 | 総務課長 |
| | 副本部長 | 副市長 | 総務課長 | 消防長 |
| | 本部総括部 | 総務課長 | 総務課長補佐 | 市長公室長 |
| | 消防部 | 消防長 | 消防本部次長又は消防署長 | 消防本部総務課長 |
| | 財政部 | 財政課長 | 財政課長補佐又は財政係長 | 情報推進課長 |
| | 社会福祉部 | 社会福祉課長 | 社会福祉課長補佐又は総務係長 | 市民課長 |
| | 保健環境部 | 健康政策課長 | 健康政策課長補佐又は健康政策課総務係長 | 生活環境課長 |
| | 農林部 | 農業振興課長 | 農業振興課長補佐又は農務班係長 | 農林整備課長 |
| | 水産部 | 水産課長 | 水産課長補佐又は水産振興班係長 | |
| | 商工観光部 | 商工地域振興課長 | 商工地域振興課長補佐又は商工交通班係長 | 観光物産課長 |
| | 土木部 | 建設課長 | 建設課長補佐又は土木班係長 | 管理課長 |
| | 会計部 | 会計課長 | 会計課長補佐又は会計係長 | |
| | 水道部 | 水道局長 | 水道局次長又は水道局業務班係長 | |
| 教育部 | 教育長 | 教育委員会事務局総務課長 | 学校教育課長 | |

(2) 職員の参集体制の確立

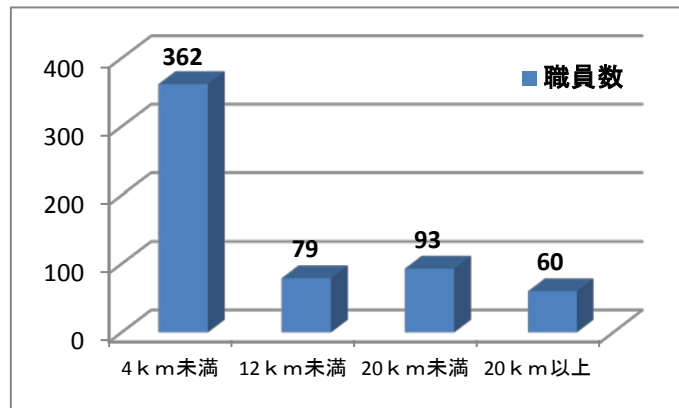
非常時優先業務を円滑かつ迅速に実施するための体制確立の前提として、あらかじめ、参集要員に指名された職員は発災後速やかに決められた場所に参集する必要がある。職員の参集基準は、地域防災計画⇒基本計画編⇒第3章⇒第2節⇒動員計画⇒1 災害対策本部配置基準に基づくものとする。

災害対策本部配置基準

| 区分 | 配置時期 | 配置内容 |
|------|--|------------------------------|
| 第1配置 | 1 気象業務法に基づく警報が発令されるなど災害の発生が予想され、警戒を必要とするとき 2 震度4以上の地震発生するとき 3 津波警報が発令されたとき 4 その他特に市長が認めたとき | 情報、連絡を担当する少数の人員をもってあたる |
| 第2配置 | 1 局地的な災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合 2 震度5以上の地震発生するとき 3 津波警報（大津波）が発令されたとき 4 その他特に市長が認めたとき | 災害発生とともに直ちに災害応急活動を開始できる態勢とする |
| 第3配置 | 1 市全域にわたって風水害などにより災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合 2 震度6弱以上の地震発生するとき 3 津波により災害が発生したとき 4 その他特に市長が認めたとき | 動員可能な全職員をもってあたるもので完全な非常態勢とする |

職員の通勤距離の状況

| 通勤距離 | 職員数 | 割合 |
|---------|-----|-------|
| 4 km未満 | 362 | 60.9% |
| 12 km未満 | 79 | 13.3% |
| 20 km未満 | 93 | 15.7% |
| 20 km以上 | 60 | 10.1% |
| 計 | 594 | 100% |

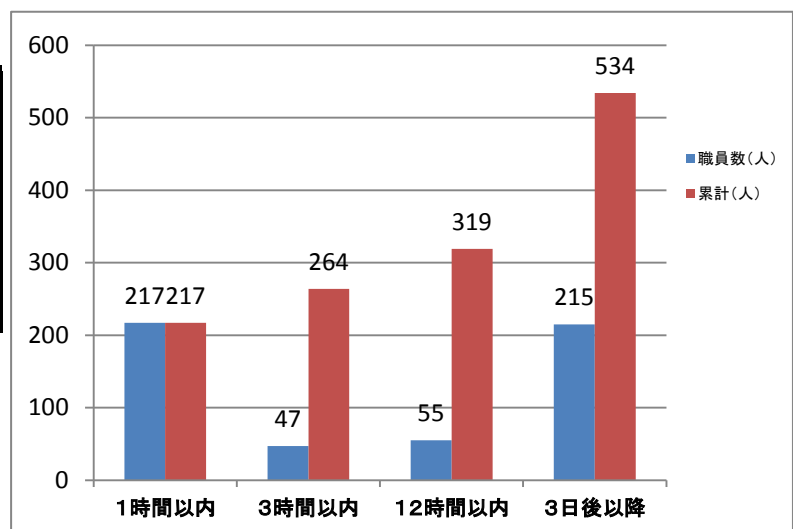


職員の参集予測

| 参集時間 | 参集予測 | 職員参集の考え方 |
|---------|---------------|---|
| 1 時間以内 | 4 km圏内の職員の6割 | 徒歩（4 km/h）で参集すると想定し、4 km/h圏内の職員が参集可能。しかし、職員またはその家族の被災により職員の1割が参集できない。また、職員の3割が救出・救助活動に従事するため6割が参集可能。 |
| 3時間以内 | 12 km圏内の職員の6割 | 徒歩（4 km/h）で参集すると想定し、12 km/h圏内の職員が参集可能。しかし、職員またはその家族の被災により職員の1割が参集できない。また、職員の3割が救出・救助活動に従事するため6割が参集可能。 |
| 1 2時間以内 | 20 km圏内の職員の6割 | 20 kmを超えると参集・帰宅困難者となると想定し、20 km圏内の職員が参集可能。しかし、3時間後の召集と同様に4割が参集できない。 |
| 1 日以内 | // | // |
| 3 日後以降 | 全職員の9割が参集可能 | 地震の発生3日以降、公共機関は徐々に回復し、20 kmを超える職員も徐々に参集可能。 |

参集可能職員数

| 通勤距離 | 職員数 (人) | 累計 (人) |
|---------|---------|--------|
| 1 時間以内 | 217 | 217 |
| 3時間以内 | 47 | 264 |
| 1 2時間以内 | 55 | 319 |
| 3 日後以降 | 215 | 534 |
| 計 | 534 | |



(3) 緊急連絡先の整理

大規模な災害が発生した場合には、地域防災計画に基づき速やかに非常時の体制に移行することになるが、その際、参集や安否確認等のほか、非常時優先業務を実施するうえで、関係者との連絡調整を迅速に行えることが必要である。緊急連絡先リストについては、年度当初に作成する災害対策本部配置要員名簿を活用することとする。

(4) 必要資源の確保状況と対策

非常時優先業務が業務開始目標時間までに実施できるか確認するためには、必要資源の確保状況を分析し、必要資源が不足していると考えられる場合には、その対策を検討する。

①職員

2-6 (2) 職員の参集体制の確立参照

②庁舎

※新基準の建物についても万が一に備え、代替庁舎を定める。

| | 庁舎名 | 建築年 | 構造 | 耐震化 | 代替庁舎 | 建築年 | 耐震化 | 備考 |
|----|----------|--------|---------|-----|---------------------|-----|-----|----|
| 1 | 本庁本館 | S39.6 | 非木造3階建て | 未 | 五島市消防本部・消防署庁舎 | H26 | 新基準 | |
| 2 | 増築館 | H10.3 | 非木造3階建て | 新基準 | 五島市消防本部・消防署庁舎 | H26 | 新基準 | |
| 3 | 新築館 | S56.7 | 非木造3階建て | 新基準 | 五島市消防本部・消防署庁舎 | H26 | 新基準 | |
| 4 | 行政センター | S40.3 | 非木造2階建て | 未 | 五島市消防本部・消防署庁舎 | H26 | 新基準 | |
| 4 | 増築部 | H4.10 | 非木造2階建て | 未 | 五島市消防本部・消防署庁舎 | H26 | 新基準 | |
| 5 | 消防本部・消防署 | H26.3 | 非木造3階建て | 新基準 | 行政センター | H4 | 新基準 | |
| 6 | 富江支所 | S37.12 | 非木造2階建て | 未 | 富江町公民館・老人福祉センター | S45 | 未 | |
| 7 | 玉之浦支所 | H6.1 | 非木造2階建て | 新基準 | 玉之浦町公民館 | S47 | 未 | |
| 8 | 三井楽支所 | S43.7 | 非木造2階建て | 未 | 三井楽町公民館 | H22 | 新基準 | |
| 9 | 岐宿支所 | S46.8 | 非木造2階建て | 未 | 福江島開発総合センター（岐宿町公民館） | S55 | 未 | |
| 10 | 奈留支所 | S46.7 | 非木造3階建て | 未 | 奈留離島開発総合センター | S50 | 未 | |

現状と対策

昭和56年以降に建てられた耐震基準を満たす庁舎は、本庁増築館・新築館、消防庁舎、玉之浦支所のみとなっている。その他の庁舎においても早急な耐震化対策が必要であるが、耐震化対策については、首長判断によるため、それまでの間に大規模災害により防災拠点となる庁舎に損壊等が発生した場合は、代替庁舎として上記の施設を使用する。

③電力

| | 庁舎名 | 1日平均電力使用量 (Kwh) | 自家発電設備 | | | | |
|---|-----------|-----------------|----------|----------|----------|--------|-----------|
| | | | 設置場所 | 停電時の装置移行 | 燃料タンクの容量 | 燃料 | 自家発電の稼働時間 |
| 1 | 本庁本館・新築館 | 1,141 | 庁舎裏 | 手動 | 95L | 軽油 | 3時間 |
| 2 | 増築館 | | 庁舎裏 | 自動 | 75L | 軽油 | 5時間 |
| 3 | 消防本部・消防署 | 433 | 消防庁舎1階 | 自動 | 1,950L | 重油 | 7.2時間 |
| 4 | 富江支所 | 490 | 町民センター1階 | 手動 | 6L | ガソリン | 5時間～8.5時間 |
| 5 | 富江支所予備発電機 | — | | | 1.3L | 軽油 | |
| 6 | 玉之浦支所 | 160 | 庁舎裏 | 手動 | 40L | 軽油 | 3時間 |
| 7 | 三井楽支所 | 260 | 庁舎裏 | 手動 | 6L | ガソリン | 8.6時間 |
| 8 | 岐宿支所 | 489 | 庁舎裏 | 手動 | 6L | ガソリン | 5時間 |
| 9 | 奈留支所 | 244 | 庁舎横ポンプ室 | 手動 | 6L | 無鉛ガソリン | 5時間～8.6時間 |

現状と対策

大規模災害に備え、停電時の自家発電は7.2時間（3日間）の稼働時間が理想と考えるが、現時点では消防庁舎しか基準を満たしていない。今後、庁舎建て替えとも関連する事項となるため首長判断になるが、それまでの間は、災害時に自家発電を継続できるよう燃料の備蓄や確保体制の構築に努める。

④通信

| 課名 | 電話 回線 | FAX | 災害時 優先電話 | 携帯電話 | 県防災行政無線 | |
|--------------|----------|-----|-------------|------|---------|-----|
| | | | | | 電話機 | FAX |
| 総務課 | 2 | 1 | | | 1 | |
| 財政課 | 1 | | | | | |
| 市長公室 | 2 | | | | | |
| 税務課 | 1 | 1 | | | | |
| 情報推進課 | 1 | | | | | |
| 農業委員会事務局 | 1 | | | | | |
| 監査委員事務局 | 1 | | | | | |
| 議会事務局 | 1 | 1 | | | | |
| 消防本部 | 3 | 1 | 11 | | 1 | 1 |
| 社会福祉課 | 1 | 1 | 6 | | | |
| 長寿介護課 | 2 | 1 | 1 | | | |
| 市民課 | 2 | 1 | 6 | | | |
| 建設課 | 1 | | | | | |
| 健康政策課 | 1 | 1 | 8 | | | |
| 生活環境課 | 1 | | 3 | | | |
| 農業振興課 | 1 | | | | | |
| 農林整備課 | 1 | | | | | |
| 水産課 | 1 | | | | | |
| 商工地域振興課 | 1 | | | | | |
| 観光物産課 | 1 | | | | | |
| 再生可能エネルギー推進室 | — | | | | | |
| スポーツ振興課 | 1 | 1 | | | | |
| 管理課 | 2 | 1 | | | | |
| 会計課 | 1 | | | | | |
| 水道課 | 1 | 1 | 8 | | | |
| 教育委員会 | 3 | 1 | 22 | | | |
| 富江支所 | 8 | | 8 | | | |
| 玉之浦支所 | 7 | | 5 | | | |
| 三井楽支所 | 8 | | 4 | | | |
| 岐宿支所 | 7 | | 6 | | | |
| 奈留支所 | 10 | | 8 | | | |
| 計 | 74 | 12 | 96 | | 2 | 1 |

現状と対策

通信設備の内訳は上記のとおりとなっているが、発災初期は固定電話、携帯電話いずれも利用できないものと見込む。市民への情報伝達は停電時にも72時間使用可能な防災行政無線を使用するほか、広報車での放送を行うこととする。避難所との連絡は、防災無線電話機が一部の避難所と通話可能であるため使用することとし、関係機関との連絡は県防災無線電話機を使用する。また、更なる通信手段を確保する為、衛星電話の配備を検討する。

⑤防災行政無線

| 局種 | 設置数 | 停電時の電源 | 稼働時間 | 備考 |
|-------|--------|--------|------|----|
| 親局 | 4局 | 非常用発電機 | 72時間 | |
| 中継局 | 4局 | 非常用発電機 | 72時間 | |
| 再送信局 | 6局 | 蓄電池 | 72時間 | |
| 屋外子局 | 223局 | 蓄電池 | 72時間 | |
| 戸別受信機 | 3,573機 | 乾電池 | 72時間 | |
| 移動系無線 | 42機 | 乾電池 | 72時間 | |

現状と対策

26年度から市内全域で防災無線の運用を開始している。停電時にも備え付けの発電機等で72時間稼働するため、大規模災害時や台風による有線設備の断線時にも使用可能であるが、難聴地区があることや市民への確実な情報伝達を行うため、補完手段の構築を行う必要がある。

※子局の一部には無線電話機が格納されており子局～消防本部間、子局～子局間の通話が可能となっている。

⑥情報システム

| システム名 | 機器設置場所 | 所管課 | 備考 |
|------------------------|-----------|--------------|----------|
| 住民情報システム | 本庁3階第1電算室 | 共通 | 情報推進課契約分 |
| 財務会計システム | 本庁3階第1電算室 | 財政課・会計課 | 〃 |
| 総合福祉システム | 本庁3階第1電算室 | 社会福祉課 | 〃 |
| 健康管理システム | 本庁3階第1電算室 | 健康政策課 | 〃 |
| 税務LANシステム | 本庁3階第1電算室 | 税務課 | 〃 |
| 公営住宅システム | 本庁3階第1電算室 | 建設課 | 〃 |
| 起債管理システム | 本庁3階第1電算室 | 財政課 | 〃 |
| 契約管理システム | 本庁3階第1電算室 | 財政課 | 〃 |
| 資産台帳システム | 本庁3階第1電算室 | 財政課 | 〃 |
| 備品管理システム | 本庁3階第1電算室 | 会計課 | 〃 |
| 文庁システム | 本庁3階第1電算室 | 総務課 | 〃 |
| 人事・給与システム | 本庁3階第1電算室 | 総務課 | 〃 |
| MCWEL介護保険認定審査システム | 本庁3階第1電算室 | 長寿介護課 | 〃 |
| サイボウズガールーン | 本庁3階第1電算室 | 情報推進課 | 〃 |
| 地域イントラネット基盤システム | 本庁3階第1電算室 | 情報推進課 | 〃 |
| 公衆Wi-Fiシステム | 本庁3階第1電算室 | 情報推進課 | 〃 |
| LGWANサービス提供装置 | 本庁3階第1電算室 | 情報推進課 | 〃 |
| 地理情報システム | 本庁3階第1電算室 | 情報推進課 | 〃 |
| 戸籍システム | 本庁3階第1電算室 | 市民課 | 原課契約分 |
| 住民基本台帳管理システム | 本庁3階第1電算室 | 市民課 | 〃 |
| 地域包括支援システム | 本庁3階第1電算室 | 市民課 | 〃 |
| 生活保護レセプト管理システム | 本庁3階第1電算室 | 社会福祉課 | 〃 |
| E V I T Sシステム | 本庁3階第1電算室 | 再生可能エネルギー推進室 | 〃 |
| 農家台帳管理システム | 農業委員会 | 農業委員会 | 〃 |
| 家屋評価システム | 税務課 | 税務課 | 〃 |
| 水道企業会計システム | 本庁3階第1電算室 | 水道課 | 〃 |
| 水道料金システム | 本庁3階第1電算室 | 水道課 | 〃 |
| 長崎県後期高齢者医療広域連合電算処理システム | | 市民課 | 〃 |
| E c o B (エコボ) | | 市民課 | 〃 |
| 国保総合システム | | 市民課 | 〃 |
| 国保データベースシステム | | 市民課 | 〃 |
| 国保ネットワークシステム | | 市民課 | 〃 |
| コクホ・ラインメニュー | | 市民課 | 〃 |
| 高額療養費支給システム | | 市民課 | 〃 |
| 特定健診等データ管理システム | | 健康政策課 | 〃 |

現状と対策

上記のとおり、主要業務をはじめ庁内情報もシステム化されており、行政事務の遂行にあたっては、これら情報システムの利用が前提となっている。情報システムは、ネットワーク等により各課や各職員の業務端末とサーバが接続され運用されているほか、一部の情報システムは、LGWAN-ASPを利用している。庁舎3階のサーバはラックに収容され、停電時に備え無停電電源装置に接続されている。また、定期的にバックアップを行い、庁舎外にあるデータセンターへ保管しているが、そのような対策が取られていないシステムもある。本庁～支所・出張所間ネットワークの断線やサーバの障害が生じた場合、各種業務システムは使用不能になる。

⑦水・食料等

備蓄なし。

現状と対策

28年8月現在、水・食料等の備蓄はないため、平成28年1月に作成した「五島市備蓄計画」により、段階的に備蓄品の確保を図る。また、災害復旧業務に従事する参集職員の水・食料等を別途確保しておく。その他に商工会議所等と締結してる「災害時における救援物資供給等の協力に関する協定」による流通備蓄を活用するものとする。

⑧トイレ

備蓄なし。

現状と対策

28年9月現在、簡易トイレ等の備蓄はないため、平成28年1月に作成した「五島市備蓄計画」により、段階的に備蓄品の確保を図る。また、し尿処理や仮設トイレ設置に関する協定を関係機関と締結することとする。

⑨消耗品

各課にて保管あり。

現状と対策

全庁分として、コピー用紙、トナーは1カ月分を備蓄する。備蓄が困難な場合、商工会議所等と締結してる「災害時における救援物資供給等の協力に関する協定」による流通備蓄を活用するものとする。

2-7 緊急時の対応手順（行動計画）

大規模な災害が発生した場合に備え、非常時優先業務を的確に実施していくため、各課においてあらかじめ、非常時優先業務を定めておく。

第3章 業務継続計画の継続的な改善

3-1 教育・訓練等

的確に業務継続計画を図るためには、職員一人ひとりが災害時の役割や施設等の資源制約の可能性について、平常時から理解を深め、発災時には実際に行動できるよう対応能力を向上させていくことが求められる。

業務継続体制の確立に向け、日頃より全庁的及び各所属において、計画的に研修や訓練を実施し、職員個人及び組織的な対応能力の向上を図っていく。

また、本計画の適切な運用等を図るため、研修・訓練等の実施・検証を通じて、新たな課題の発見や非常時優先業務の見直しを行うものとする。

| | 訓練形式 | 業務継続に資する観点 |
|------|----------------------------------|---|
| 実働訓練 | 職員の安否確認及び参集訓練 | <ul style="list-style-type: none"> 安否確認や参集に係る課題を把握するため、開催する曜日・時間帯を様々な条件で実施する。 抜き打ちで実施する。 緊急連絡（安否確認）で災害伝言ダイヤル171やweb171を利用する。（毎月1日、15日や防災週間等に体験が可能） 近隣の職員の徒歩登庁及び代替場所への参集訓練 徒歩帰宅訓練 |
| | 避難訓練 | <ul style="list-style-type: none"> 地震・津波を想定し、施設外等への職員の避難や来客等の避難誘導を実施する。 |
| | 消防訓練 | <ul style="list-style-type: none"> 火災の発生を想定し、初期消火活動や119番通報を実施する。（特に、消火器の操作、放水等は実体験が大切。消防署に依頼すれば、訓練の評価を受けられる。） |
| | 災害対策本部の設置・運営等訓練 | <ul style="list-style-type: none"> 本来の要員が一定割合しか参集できない状況を想定し、限られた要員のみで本部設置・運営を行う。 第一順位に指定された指揮命令権者が参集できない状況を想定し、代行者が指揮を執る。 代替庁舎において対策本部を設置する。 |
| | 代替庁舎への移転訓練 | <ul style="list-style-type: none"> 非常時に予想される手段で代替庁舎へ移転する。 代替庁舎の稼働開始に関わる手順を確認する。 |
| | 非常用発電機の稼働訓練、通信・情報システムのバックアップ切替訓練 | <ul style="list-style-type: none"> 代行者が対応する。 単純な稼働訓練に止まらず、外部関係者（設備メーカー、システムベンダ等）と実際に連絡が必要となる状況を取り入れる。 |
| | 庁舎の安全確認訓練 | <ul style="list-style-type: none"> 専門知識を有する職員が不在の状況を想定する。 |

| | | |
|------------------|-----------------------|--|
| 図 上 訓 練 | 広報の訓練（広報内容、表現、発表の仕方等） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 代行者が広報対応を行う。 ・ 代替拠点での広報対応を想定する。 |
| | 非常時優先業務等の実施訓練 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 参集評価に基づく参集状況を想定した要員で対応する。 ・ 代行者が対応する。 ・ 防災関係機関の被災や連絡の途絶を想定する。 ・ 本来の要員が一定割合しか参集できない状況を想定し、限られた要員のみで対応する。 ・ 拠点や設備等に関して、代替手段を利用する。 ・ 目標時間に対応できるか等を検証 |
| | 防災関係機関との連絡訓練 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常使用しない手段（災害時優先電話や衛星電話）を利用して連絡する。 ・ 防災関係機関の代替拠点に連絡する。 ・ 共通した被害想定、タイムラインを基に行う。 |

3-2 計画の点検・見直し

業務継続計画は、一定の前提を踏まえて検討するものであることから、当初より完全な計画及び体制になるものではない。発災時に実際に機能するために、定期的に計画の実効性等を点検し、訓練等により抽出された問題点等を踏まえて、継続的に改定・見直しを行っていくものとする。

